資料1

「公印省略」

２２教義第５５３７号
平成２２年１２月２４日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長　殿

福岡県教育委員会教育長

平成２３年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力
及び希望利用について（照会）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から照会がありました。

ついては、平成２３年度全国学力・学習状況調査の実施について（平成２２年１２月１０日２２教義５３０９号教育長通知）及び別紙１・２の貴管下の抽出調査対象候補校を御確認いただき、下記により提出をお願いします。

なお、貴教育委員会におかれましては、抽出調査及び希望利用方式を活用した抽出調査対象候補校以外の学校の本調査への参加について御協力いただきますようお願いします。

記

１　提出書類
- 別紙１　【調査票】教育委員会用（小）
- 別紙２　【調査票】教育委員会用（中）

２　提出期限
平成２３年１月６日（木）

３　提出先
- 教育庁教育振興部義務教育課長
- 所管教育事務所長

４　提出方法
- 教育庁教育振興部義務教育課長：本件担当あて電子メール添付
- 所管教育事務所長：担当指導主事あてＦＡＸ

◇ 本件担当 ◇
福岡県教育庁教育振興部義務教育課　指導班
指導主事　赤瀬　正信（あかせ　まさのぶ）
〒812-8575　福岡市博多区東公園７番７号
電話：092-643-3910　FAX：092-643-3912
E-Mail：akase-m9031@pref.fukuoka.lg.jp

【調査票】教育委員会用(小)

入力エラー有

教育委員会名	宗像市教育委員会	小	公	福岡県	整理番号	7400019

	学校コード	学校名	抽出		学校種		分類(別添フローチャートを参考に、いずれか一つを選択して下さい。)						
	学校コード	学校名	抽出調査対象候補校	抽出調査対象候補校ではない	小学校	特別支援学校(小学部)	①抽出調査に協力する	②抽出調査に協力できない	③希望利用する	④希望利用しない	⑤対象児童生徒がいない	⑥その他	【補足事項】 ・②抽出調査に協力できない ・⑤対象児童生徒がいない ・⑥その他 を選択した場合に記載してください。
-	######	(例)〇〇小学校	○		○		○						
1	2400251	宗像市立河東小学校		○	○								
2	2400252	宗像市立河東西小学校	○		○								
3	2400253	宗像市立南郷小学校		○	○								
4	2400254	宗像市立日の里西小学校		○	○								
5	2400255	宗像市立日の里東小学校	○		○								
6	2400256	宗像市立東郷小学校		○	○								
7	2400258	宗像市立玄海小学校		○	○								
8	2400259	宗像市立地島小学校		○	○								
9	2400260	宗像市立玄海東小学校		○	○								
10	2400261	宗像市立大島小学校		○	○								
11	2400262	宗像市立赤間小学校		○	○								
12	2400263	宗像市立吉武小学校		○	○								
13	2400264	宗像市立自由ヶ丘南小学校		○	○								
14	2400265	宗像市立自由ヶ丘小学校		○	○								
15	2400266	宗像市立赤間西小学校		○	○								
16	【追加用】												
17	【追加用】												
18	【追加用】												
19	【追加用】												
20	【追加用】												
21	【追加用】												
22	【追加用】												
23	【追加用】												
24	【追加用】												
25	【追加用】												
26	【追加用】												
27	【追加用】												
28	【追加用】												
29	【追加用】												
30	【追加用】												

小学校計	2	13	15	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(小学部)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	13	15	0	0	0	0	0	0	0

抽出調査対象校数 :①	0
希望利用校数 :③	0
全調査対象学校数 :①~④の和	0

その他連絡事項

【調査票】教育委員会用（中）

入力エラー有

教育委員会名	宗像市教育委員会	中	公	福岡県	整理番号	4000027

	学校コード	学校名	抽出 抽出調査対象校	抽出調査対象校補校	抽出調査対象校補校ではない	学校種 中学校	中等教育学校	特別支援学校（中学部）	分類（別添フローチャートを参考に、いずれか一つを選択して下さい。） ①抽出調査に協力する	②抽出調査に協力できない	③希望利用する	④希望利用しない	⑤対象児童生徒がいない	⑥その他	【補足事項】 ②抽出調査に協力できない ⑤対象児童生徒がいない ⑥その他 を選択した場合に記載してください。
-	######	(例)○○中学校	○			○			○						
1	4020070	宗像市立河東中学校			○	○									
2	4020071	宗像市立玄海中学校	○			○									
3	4020072	宗像市立自由ヶ丘中学校	○			○									
4	4020073	宗像市立城山中学校	○			○									
5	4020074	宗像市立大島中学校			○	○									
6	4020075	宗像市立中央中学校			○	○									
7	4020076	宗像市立目の里中学校			○	○									
8	[追加用]														
9	[追加用]														
10	[追加用]														
11	[追加用]														
12	[追加用]														
13	[追加用]														
14	[追加用]														
15	[追加用]														
16	[追加用]														
17	[追加用]														
18	[追加用]														
19	[追加用]														
20	[追加用]														
21	[追加用]														
22	[追加用]														

中学校計	3	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0
中等教育学校計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校（中学部）計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0

抽出調査対象校数　:①	0
希望利用校数　:③	0
全調査対象学校数　:①～④の和	0

その他連絡事項

写

22文科初第１３７８号
平成２２年１２月２１日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各構造改革特別区域法第１２条第１項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
山中伸一

（印影印刷）

平成２３年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について（照会）

平成２３年度全国学力・学習状況調査については，「平成２３年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成２２年１２月８日付け２２文科初第１１９０号文部科学副大臣通知）において実施要領を通知したところですが，同実施要領に基づき本調査を実施するにあたり，本調査の抽出調査への協力及び本調査の希望利用について照会します。

ついては，別紙１～６の該当するいずれかの様式に記入の上，平成２３年１月１２日（水）までに文部科学省まで御回答願います。なお，貴管下の学校が抽出対象候補として選ばれた場合に，本調査の抽出調査に御協力くださるようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）について，都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人等について，構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の学校設置会社等について，国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校について同様に照会を行い，取りまとめの上，御回答願います。

＜本件担当＞
初等中等教育局参事官付学力調査室
電話：03-5253-4111（内線3726）

別添

【調査票：教育委員会用（小）　記入要領】

■教育委員会におかれては、本調査票を用い、設置管理する学校について記入し、提出して下さい。記入にあたっては、１つの学校につき、１行使用して下さい。

なお、必要な記入が済んでいない場合や入力に矛盾や誤りがある場合は、シート上部に「入力エラー有」の表示が出ます。この場合、入力に誤りがないかご確認頂き、「入力エラー有」が消えた状態になってからご提出下さい。

●学校コード・学校名

学校コードは記入・訂正の必要はありません

設置管理する学校のうち、リストに記載されていない学校（平成２３年４月１９日時点において、調査対象となる小学校第６学年の児童が在籍していない学校を除く）がある場合は、[追加用]の欄に学校名を記入して下さい。

●抽出

・抽出調査の対象となる候補の学校には「抽出調査対象候補校」に○、そうではない場合は「抽出調査対象候補校ではない」に○が付いていますのでご確認下さい。なお、追加して記載した学校については「抽出調査対象候補校ではない」に○を付けて下さい。

●学校種

・「小学校」又は「特別支援学校小学部」のいずれかに○が付いているか確認して下さい。また、学校を追加した場合は、いずれかに○を付けて下さい。

●分類

・次ページのフローチャートに従い、該当するいずれかの欄に○を一つだけ選択して下さい。また必要に応じて「補足事項」欄に記載をして下さい。

●その他連絡事項

・入力内容等に補足や連絡事項がある場合は本欄に記入下さい。

【分類】フローチャート

○平成２３年４月１９日時点において、調査対象となる小学校第６学年の児童が在籍していますか？
↓はい　↓いいえ
↓　・「⑤対象児童生徒がいない」欄に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。
↓　例：「廃校のため」「合併により○○小に統合」「対象児童が在籍していない」等
↓
○抽出調査対象候補校ですか？
↓はい　↓いいえ
↓　○希望利用を希望しますか？
↓　↓はい　↓いいえ
↓　↓　・「④希望利用しない」欄に○を付けて下さい。
↓　↓
↓　・「③希望利用する」欄に○を付けて下さい。
↓
○抽出調査に御協力いただけますか？
↓はい　↓いいえ
↓　・「②抽出調査に協力できない」に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。
↓　例：「修学旅行のため」「学校行事のため」「休校日に当たるため」等
↓
・「①抽出調査に協力する」欄に○を付けて下さい。

※いずれの結果にも該当しない場合は「⑥その他」欄に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。

別添

【調査票：教育委員会用（中）　記入要領】

■教育委員会におかれては、本調査票を用い、設置管理する学校について記入し、提出して下さい。記入にあたっては、１つの学校につき、１行使用して下さい。

なお、必要な記入が済んでいない場合や入力に矛盾や誤りがある場合は、シート上部に「入力エラー有」の表示が出ます。この場合、入力に誤りがないかご確認頂き、「入力エラー有」が消えた状態になってからご提出下さい。

●学校コード・学校名

学校コードは記入・訂正の必要はありません

設置管理する学校のうち、リストに記載されていない学校（平成２３年４月１９日時点において、調査対象となる中学校第３学年の生徒が在籍していない学校を除く）がある場合は、[追加用]の欄に学校名を記入して下さい。

●抽出

・抽出調査の対象となる候補の学校には「抽出調査対象候補校」に○、そうではない場合は「抽出調査対象候補校ではない」に○が付いていますのでご確認下さい。なお、追加して記載した学校については「抽出調査対象候補校ではない」に○を付けて下さい。

●学校種

・「中学校」、「中等教育学校」、「特別支援学校中学部」のいずれかに○が付いているか確認して下さい。また、学校を追加した場合は、いずれかに○を付けて下さい。

●分類

・次ページのフローチャートに従い、該当するいずれかの欄に○を一つだけ選択して下さい。また必要に応じて「補足事項」欄に記載をして下さい。

●その他連絡事項

・入力内容等に補足や連絡事項がある場合は本欄に記入下さい。

【分類】フローチャート

○平成２３年４月１９日時点において、調査対象となる中学校第３学年の生徒が在籍していますか？

↓はい　↓いいえ

↓　・「⑤対象児童生徒がいない」欄に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。

↓　例：「廃校のため」「合併により○○中に統合」「対象生徒が在籍していない」等

↓

○抽出調査対象候補校ですか？

↓はい　↓いいえ

↓　○希望利用を希望しますか？

↓　↓はい　↓いいえ

↓　↓　・「④希望利用しない」欄に○を付けて下さい。

↓　↓

↓　・「③希望利用する」欄に○を付けて下さい。

↓

○抽出調査に御協力いただけますか？

↓はい　↓いいえ

↓　・「②抽出調査に協力できない」に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。

↓　例：「修学旅行のため」「学校行事のため」「休校日に当たるため」等

↓

・「①抽出調査に協力する」欄に○を付けて下さい。

※いずれの結果にも該当しない場合は「⑥その他」欄に○を付け、補足事項に理由を記載して下さい。

「公印省略」

２２教義第５３０９号
平成２２年１２月１０日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長　殿

福岡県教育委員会教育長

平成２３年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学副大臣から通知がありました。

ついては、貴管下の学校に対して周知いただくとともに、「平成２３年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を踏まえ、本調査の適切な実施のため、特段の御理解と御協力をお願いします。

なお、本調査は平成２２年度と同様、抽出調査及び希望利用として実施されますが、抽出調査への協力及び希望利用については、１２月下旬を目途に文部科学省から連絡がある予定です。

◇ 本件担当 ◇
福岡県教育庁教育振興部義務教育課　指導班
指導主事　赤瀬　正信（あかせ　まさのぶ）
〒812-8575　福岡市博多区東公園７番７号
電話：092-643-3910　FAX：092-643-3912
E-Mail：akase-m9031@pref.fukuoka.lg.jp

写

22文科初第1190号
平成22年12月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学副大臣
鈴木　寛

(印影印刷)

平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省は，平成23年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を別紙のとおり決定しましたので通知します。

ついては，都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び調査に関係する所管の学校に対して，市町村教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して，都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の学校設置会社等に対して，国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して，速やかに，御周知いただくとともに，本実施要領を踏まえて，調査を円滑かつ確実に実施するため，特段の御理解と御協力をお願いします。

＜本件担当＞
初等中等教育局参事官付学力調査室
電話：03-5253-4111（内線3726）

平成２３年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成２２年１２月８日
文部科学副大臣決定

１．調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から，全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し，教育施策の成果と課題を検証し，その改善を図るとともに，そのような取組を通じて，教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また，学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

２．調査の名称

「平成２３年度全国学力・学習状況調査」（以下「本調査」という。）

３．調査の対象とする児童生徒

（１）国・公・私立学校の以下の学年の児童生徒を対象とする。

ア　小学校調査

小学校第６学年，特別支援学校小学部第６学年

イ　中学校調査

中学校第３学年，中等教育学校第３学年，特別支援学校中学部第３学年

（２）特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア　下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

４．調査事項

（１）児童生徒に対する調査

ア　教科に関する調査

（ア）小学校調査は，国語・算数とし，中学校調査は，国語・数学とすること。

（イ）出題範囲は，調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし，出題内容は，それぞれの学年・教科に関し，以下のとおりとすること。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や，実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や，様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

（ウ）出題形式については，記述式の問題を一定割合で導入すること。

イ　質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に，学習意欲，学習方法，学習環境，生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施すること。

（２）学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

５．調査の方式

（１）文部科学省が調査対象として抽出した学校における前述３．の全児童生徒を対象として全国的な抽出調査を行う。

（２）抽出調査の対象となった学校以外の学校については，学校の設置管理者の希望により，抽出調査と同一の問題の提供を受け，調査を利用すること（以下「希望利用」という。）ができることとする。この場合においては，問題の提供後の採点等は，学校の設置管理者の責任の下で行うこととし，希望利用による調査の結果は，抽出調査の集計には用いない。

６．調査実施日等

（１）児童生徒に対する調査

調査の実施日は，平成２３年４月１９日火曜日とすること。なお，希望利用による調査は，学校の設置管理者の判断に基づきこの日以降に実施することも可能とする。

ア　小学校調査

（ア）教科に関する調査は，国語・算数の主として「知識」に関する問題は合わせて１単位時間，国語・算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ１単位時間とすること。

（イ）児童質問紙調査は，各学校の状況に応じて適切に実施すること。

イ　中学校調査

（ア）教科に関する調査は，国語・数学の主として「知識」に関する問題はそれぞ

れ１単位時間，国語・数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ１単位時間とすること。

（イ）生徒質問紙調査は，各学校の状況に応じて適切に実施すること。

（２）学校に対する質問紙調査

平成２３年４月に実施する。

（３）調査実施に関するスケジュール

別紙１のとおりとする。

７．調査の実施体制

本調査の実施体制は，以下のとおりとする（公立学校，私立学校，国立学校における調査の実施系統図は，それぞれ，別紙２，別紙３，別紙４）。

（１）本調査は，文部科学省が，学校の設置管理者である都道府県教育委員会，市町村教育委員会，学校法人，国立大学法人等の協力を得て実施する。

（２）都道府県教育委員会は，域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。

（３）都道府県知事は，私立学校の所轄庁として調査に協力する。

（４）市町村教育委員会，学校法人，国立大学法人等は，学校の設置管理者として調査に協力し，自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査にあたる。

（５）学校は，校長を調査責任者として，設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

８．調査結果の取扱い

（１）抽出調査の結果の示し方

文部科学省は，小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて，国全体の状況，国・公・私立学校別の状況及び都道府県ごとの域内の公立学校全体の状況に関し，以下の事項等を示す。

ア　教科に関する調査の結果について，国語，算数・数学のそれぞれ，主として「知識」に関する問題と，主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの

平均正答数，平均正答率，中央値，標準偏差等

イ　児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

ウ　各教科の設問ごとの正答率等

エ　児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について，

（ア）児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

（イ）児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

（ウ）学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

オ　その他，本調査の目的の達成に資する分析結果

（2）抽出調査の結果の文部科学省による公表

文部科学省は，本調査の目的を踏まえ，（1）に基づき示した抽出調査の結果を公表し，教育委員会及び学校に情報提供を行う。

（3）抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の提供

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の提供は，以下のとおりとする。

ア　文部科学省は，都道府県教育委員会に対し，当該都道府県教育委員会の設置管理する学校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。

イ　文部科学省は，市町村教育委員会に対し，当該市町村教育委員会の設置管理する学校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。

ウ　文部科学省は，抽出調査の対象となった学校に対し，抽出対象となった各児童生徒に関する調査結果及び個人票を提供する。

エ　抽出対象となった児童生徒の在籍する学校は，当該児童生徒に対し，個人票を提供する。

（4）抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の取扱いについての配慮事項は，以下のとおりとする。

ア　文部科学省は，抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について，これが一般に公開されることになると，序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施へ

の協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり，全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため，行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条第６号の規定を根拠として，同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ　教育委員会等は，文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について，アを参考に，それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として，情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう，本実施要領の趣旨を十分踏まえ，適切に対応する必要がある。

ウ　抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が，自らの教育及び教育施策の改善，各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で，調査結果を独自に集計する場合，集計結果の公表又は情報公開請求における開示については，本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること，学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに，以下の点に十分配慮する。

（ア）教育委員会や学校は，保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること

（イ）情報公開条例等との関係

（ウ）序列化や過度の競争につながらないようにすること

（エ）各児童生徒の個人情報の保護との関係

（５）抽出調査の結果の活用

各教育委員会，学校等並びに文部科学省においては，本調査の目的を達成するため，以下のような抽出調査の結果を活用した取組に努めることとする。

ア　各教育委員会，学校等においては，自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し，教育及び教育施策の改善，各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に取り組むにあたり，抽出調査の結果を活用すること。その際，各教育委員会においては，それぞれの役割と責任に応じて，学校における取組等に対して必要な支援を行うこと。

イ　文部科学省においては，抽出調査の結果を活用して，多面的な分析を行い，教育及び教育施策の成果と課題を検証し，その改善に取り組むこと。また，教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

（６）希望利用による調査の結果の取扱い

希望利用による調査の結果の示し方，公表，提供，取扱いの配慮事項，活用については，学校の設置管理者において判断することとする。

特に，（4）ウに記載の点については，希望利用による調査においても十分配慮すること。

9．調査実施にあたっての相談体制

（1）学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては，所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

（2）調査実施にあたっての市町村教育委員会，学校等からの問い合わせや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため，文部科学省が民間機関に委託して，コールセンターを設置する。

10．留意事項

（1）各教育委員会，学校等における実施・活用体制等

本調査を実施するとともに，調査結果等を活用するにあたり，以下の体制を整備することとする。

ア　各教育委員会等においては，調査責任者及び担当者を指名するとともに，所管の学校からの相談に対応するなど，適切に実施体制を整備すること。また，希望利用による調査を行う場合は調査の実施前までにあらかじめ作業方法等を定めるとともに，必要な措置を講じること。

イ　各学校においては，調査責任者及び担当者を指名し，適切に実施体制を整備すること。

ウ　教育委員会，学校等においては，本調査の実施にあたって，本調査の目的や内容，調査結果の取扱い等を児童生徒，保護者等の関係者に周知すること。

エ　各教育委員会，学校等において，調査問題等の調査に関して知り得た秘密については，その保持を徹底すること。

オ　各教育委員会，学校等においては，提供された調査結果等について，本実施要領に基づいて適切に利用するとともに，管理を徹底するために，必要な措置を講ずること。また，関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には，提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに，本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

カ　各教育委員会，学校等においては，調査結果等の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

（2）個人情報の保護

ア　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は，抽出調査に使用する解答用紙等について，児童生徒の氏名を取得しない形式を用いること。

イ　各教育委員会，学校等においては，調査に関して知り得た個人情報について，それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令又は地方公共団体の定める条例に基づき，適切に取り扱うこと。

（3）調査日程の変更等

抽出調査は，各教育委員会，学校等の協力を得て実施するものである。抽出調査の実施日に，特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は，教育委員会，学校等の判断により，当該学校について抽出調査の ①実施そのものを見合わせること，又は ②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお，②の場合，抽出調査の集計からは除外することとするが，教育委員会，学校等の求めに応じて，文部科学省は，採点及び調査結果の提供を行うこととする。

希望利用による調査の実施日を後日に変更することについては，学校の設置管理者が判断する。

（4）教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては，教育委員会及び学校の判断により，以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア　教科に関する調査については，以下のとおり，当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とすること。

・小学校調査　国語及び算数：それぞれ 1.5 単位時間相当

・中学校調査　国語及び数学：それぞれ　2 単位時間相当

イ　児童生徒質問紙調査については，特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とすること。

（5）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については，各学校の判断により，当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて，調査時間の延長，点字・拡大文字問題用紙の使用，別室の設定などの配慮を可能とする。

（6）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については，原則として，他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について，調査の対象とする。ただし，例えば，国語，算数・数学の時間に取出し指導を受けているなどの事情がある場合は，当該教科を調

査の対象としないことを可能とする。なお，調査を行うにあたっては，各学校の判断により，調査時間の延長，ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

（7）調査問題等の公開

文部科学省は，抽出調査の実施後，速やかに，調査問題，正答例，問題趣旨，解答類型を公開することとする。

（8）調査マニュアルの作成・配布

本調査の具体的な実施方法等については，平成２３年２月に作成・配布を予定している調査マニュアルで示す予定である。調査マニュアルの主な記載項目は，以下のとおりとする。

ア　調査の日程，時間割
イ　調査の実施体制
ウ　調査実施時における具体的な作業手順
エ　特別な配慮が必要な児童生徒への対応
オ　不測の事態への対応

（別紙１）

調査実施に関するスケジュール（予定）

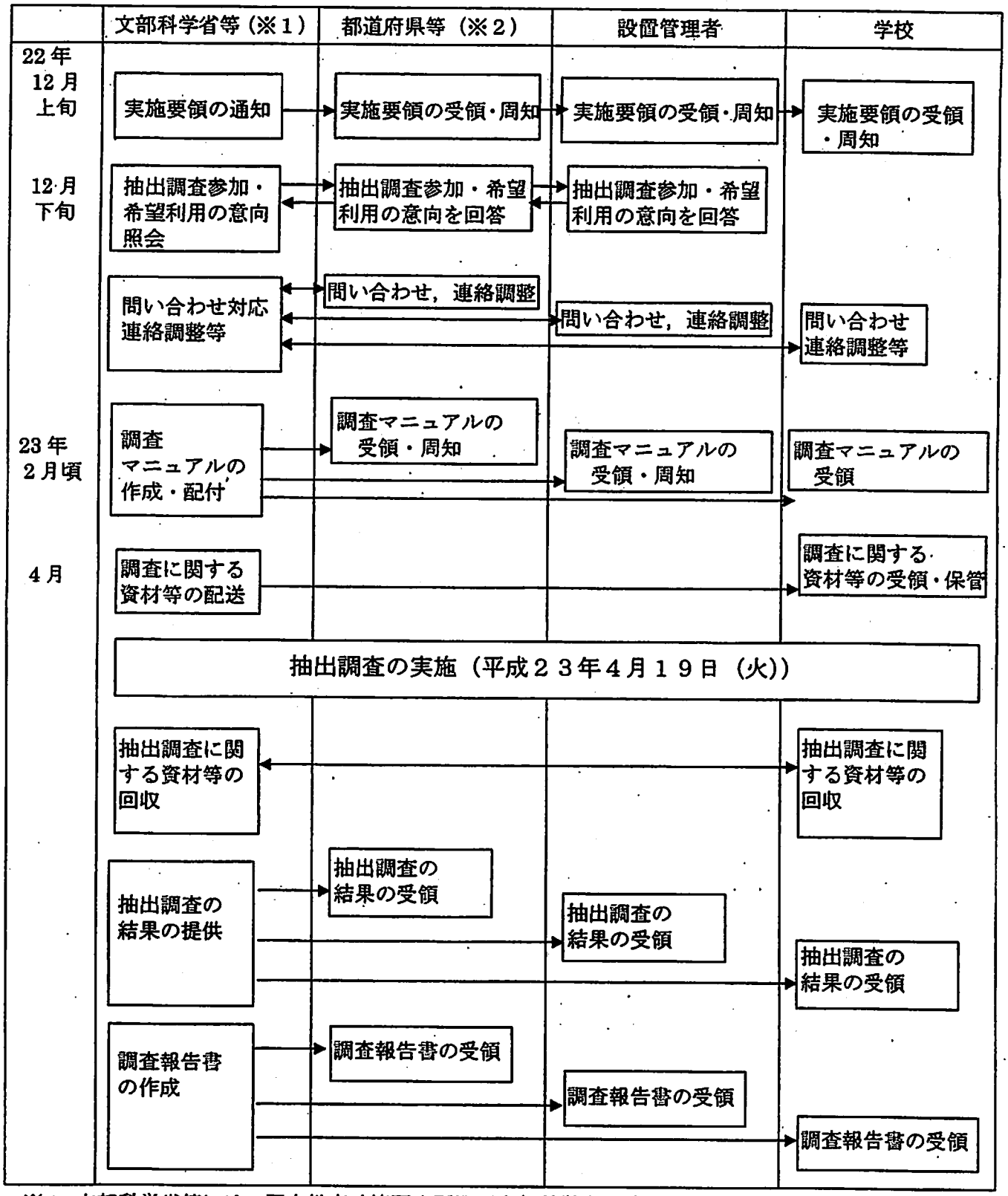

※１　文部科学省等には，国立教育政策研究所及び文部科学省が委託した民間機関を含む。

※２　都道府県等とは，国立学校の場合は文部科学省，公立学校の場合は都道府県教育委員会，私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

※３　文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する。

（別紙２）

抽出調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する抽出調査は，次のような系統で行う。

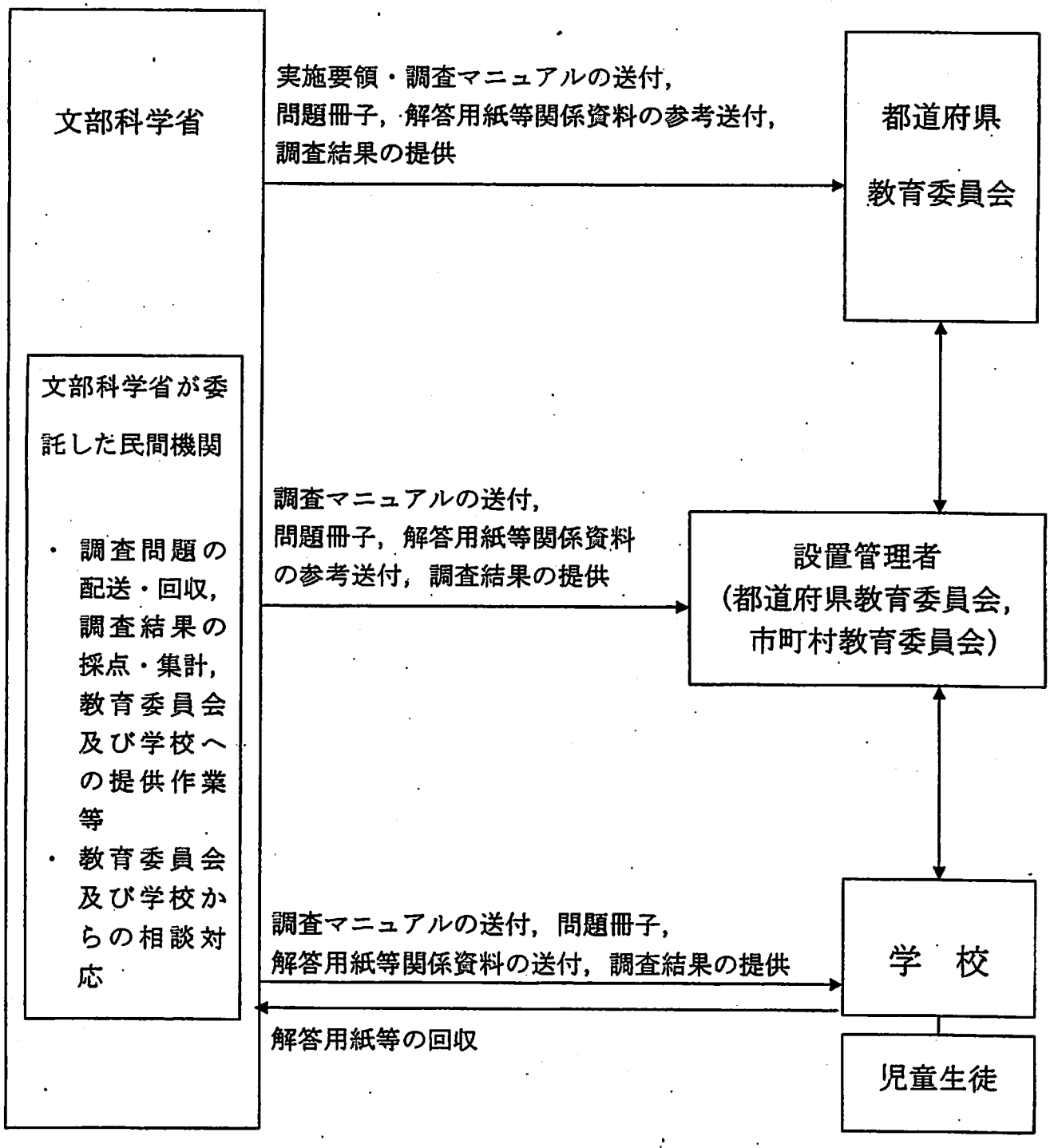

希望利用の系統図【公立学校】
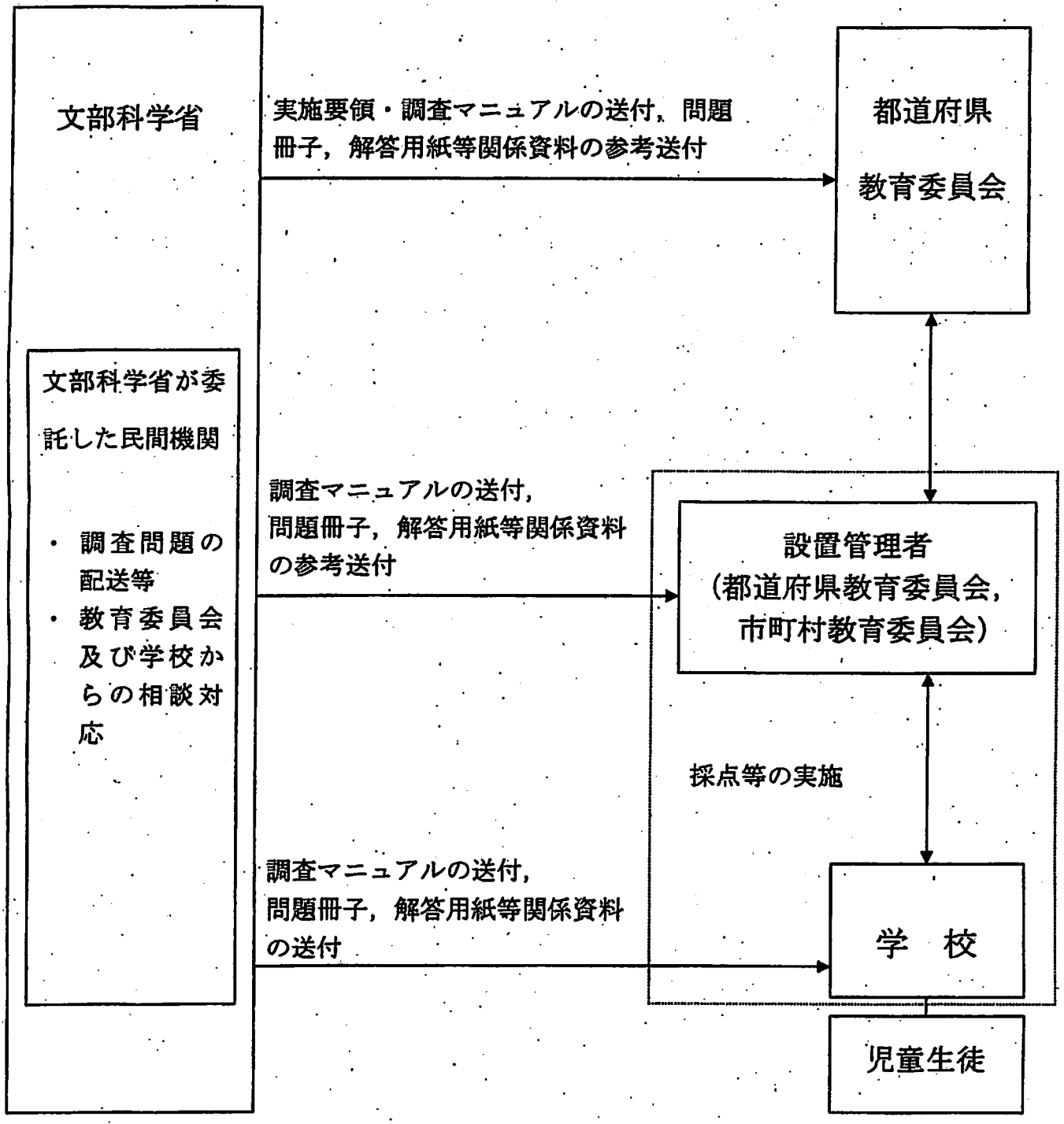
公立学校において希望利用する場合，問題冊子の送付等は，次のような系統で行う。